（障害者の雇用の促進等に関する法律施行令等の一部改正）

第四条　次に掲げる政令の規定中「、独立行政法人日本万国博覧会記念機構」を削る。

一　障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百九十二号）別表第二第一号

二　官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律施行令（昭和四十一年政令第二百四十八号）第二条第一号

三　高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百五十二号）附則第二項第一号

四　国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第二条第二項の法人を定める政令（平成十二年政令第五百五十六号）第一号

五　公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成十三年政令第三十四号）第一条第三号

六　国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律第二条第三項の法人を定める政令（平成十九年政令第三百四十四号）第一号

（地方公務員等共済組合法施行令の一部改正）

第五条　地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）の一部を次のように改正する。

第三十九条第五号中「独立行政法人日本万国博覧会記念機構（」を「独立行政法人日本万国博覧会記念機構法を廃止する法律（平成二十五年法律第十九号）附則第二条第一項の規定により解散した旧独立行政法人日本万国博覧会記念機構（同法による廃止前の」に改める。

（公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の法人を定める政令の一部改正）

第六条　公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の法人を定める政令（平成十二年政令第五百二十三号）の一部を次のように改正する。

第七十五号を削り、第七十六号を第七十五号とし、第七十七号から第百十三号までを一号ずつ繰り上げる。

（財務省組織令の一部改正）

第七条　財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）の一部を次のように改正する。

第三条第十七号中「、日本万国博覧会記念機構分科会」を削る。

第七条中第二十三号を削り、第二十四号を第二十三号とし、第二十五号から第三十号までを一号ずつ繰り上げ、同条第三十一号中「、国立印刷局分科会及び日本万国博覧会記念機構分科会」を「及び国立印刷局分科会」に改め、同号を同条第三十号とする。

第十五条第十五号中「、日本万国博覧会記念機構分科会」を削る。

第五十三条中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号から第十二号までを一号ずつ繰り上げ、第十三号を削る。

附則第二条の二の次に次の一条を加える。

（理財局の所掌事務の特例）

第二条の三　理財局は、第七条各号に掲げる事務のほか、平成二十六年九月三十日までの間、次に掲げる事務をつかさどる。この場合において、第三条第十七号中「国立印刷局分科会」とあるのは、「国立印刷局分科会、日本万国博覧会記念機構分科会」とする。

一　独立行政法人日本万国博覧会記念機構法を廃止する法律（平成二十五年法律第十九号）附則第二条第一項の規定による解散前の独立行政法人日本万国博覧会記念機構に関すること。

二　独立行政法人評価委員会日本万国博覧会記念機構分科会の庶務に関すること。

附則第四条の四の次に次の一条を加える。

（理財局国有財産業務課の所掌事務の特例）

第四条の五　理財局国有財産業務課は、第五十三条各号に掲げる事務のほか、平成二十六年九月三十日までの間、附則第二条の三各号に掲げる事務をつかさどる。この場合において、第十五条第十五号中「国立印刷局分科会」とあるのは、「国立印刷局分科会、日本万国博覧会記念機構分科会」とする。

（財務省独立行政法人評価委員会令の一部改正）

第八条　財務省独立行政法人評価委員会令（平成十二年政令第三百十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表日本万国博覧会記念機構分科会の項を削る。

第九条ただし書中「、日本万国博覧会記念機構分科会に係るものについては理財局国有財産業務課において」を削る。

附則第二条中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十六年九月三十日」に、「通関情報処理センター分科会」を「日本万国博覧会記念機構分科会」に、「独立行政法人通関情報処理センター」を「独立行政法人日本万国博覧会記念機構」に、「財務省関税局総務課」を「財務省理財局国有財産業務課」に改める。

第二章　経過措置

（承継計画書の作成基準）

第九条　独立行政法人日本万国博覧会記念機構法を廃止する法律（以下「廃止法」という。）附則第二条第二項の承継計画書は、独立行政法人日本万国博覧会記念機構（以下「機構」という。）の解散の時において現に機構が有する資産及び債務について、次に掲げる事項を基準として定めるものとする。

一　廃止法附則第二条第二項に規定する第一号勘定に属する資産及び債務のうち、廃止法附則別表に掲げる土地及び同項に規定する政令で定める金額に相当する金銭については国が承継するものとし、それ以外のものについては出資地方公共団体（同条第三項に規定する出資地方公共団体をいう。以下同じ。）が承継するものとすること。

二　廃止法による廃止前の独立行政法人日本万国博覧会記念機構法（第十二条第二項において「旧機構法」という。）第十一条第一項第二号に掲げる業務に係る資産及び債務については、基金承継人（廃止法附則第二条第四項に規定する基金承継人をいう。以下同じ。）が承継するものとすること。

三　前二号に掲げるもののほか、承継計画書は、資産及び債務の国、出資地方公共団体及び基金承継人への円滑な承継に支障を生じさせないよう配慮されたものであること。

2　財務大臣は、廃止法附則第二条第七項の規定による認可をしようとするときは、出資地方公共団体の長の意見を聴くものとする。

（国が承継する資産の帰属する会計）

第十条　廃止法附則第二条第二項に規定する廃止法附則別表に掲げる土地及び政令で定める金額に相当する金銭は、一般会計に帰属する。

（現金の保管）

第十一条　財務大臣は、廃止法附則第二条第十五項の規定により積立金の処分を行うため必要と認められる現金を保管することができる。

（財務大臣が行う積立金の処分に関する経過措置）

第十二条　廃止法附則第二条第十五項の規定により財務大臣が行う積立金の処分については、第一条の規定による廃止前の独立行政法人日本万国博覧会記念機構法施行令（以下「旧機構法施行令」という。）第二条第一項及び第三条から第五条までの規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧機構法施行令第二条第一項中「法第十二条第一項」とあるのは「独立行政法人日本万国博覧会記念機構法を廃止する法律（平成二十五年法律第十九号。以下「廃止法」という。）附則第二条第十六項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される廃止法による廃止前の法（以下「旧法」という。）第十二条第一項」と、「機構」とあるのは「機構の解散の日における廃止法附則第二条第一項の規定による解散前の機構」と、旧機構法施行令第三条中「機構は、法第十二条第一項」とあるのは「財務大臣は、廃止法附則第二条第十六項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧法第十二条第一項」と、「当該期間最後の事業年度の次の事業年度の六月三十日」とあるのは「平成二十六年六月三十日」と、「財務大臣及び」とあるのは「廃止法附則第二条第一項の規定による解散前の」と、旧機構法施行令第四条中「期間最後の事業年度の次の事業年度の七月十日」とあるのは「平成二十六年七月十日」とする。

2　廃止法附則第二条第十六項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧機構法第十二条第一項の規定の適用については、同項各号列記以外の部分中「機構は」とあるのは、「財務大臣は」とする。